

## 【II. 結論・勧告の部分のみ抜粋翻訳】

国際連合

配布：制限

A/HRC/WG.6/2/L.10

2008年5月14日

英語のみ

人権理事会

普遍的定期審査作業部会

第2会期

ジュネーブ、2008年5月5-19日

### 普遍的定期審査作業部会による報告書草案

日本<sup>1</sup>

## II. 結論および勧告

60. 議論の過程で、日本に対して以下の勧告がなされた。

1. 市民的小よび政治的権利に関する国際規約第1選択議定書および市民的小よび政治的権利に関する国際規約第2選択議定書（アルバニア）、拷問等禁止条約の選択議定書（イギリス、アルバニア、メキシコ、ブラジル）、女性差別撤廃条約の選択議定書（ポルトガル、アルバニア、メキシコ、ブラジル）、すべての移住労働者およびその家族の権利保護に関する国際条約（ペルー）、障害者の権利に関する条約（メキシコ）、強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約（アルバニア）、国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約（カナダ、オランダ）の締結を検討、または締結すること。また、人種差別撤廃委員会が個人通報を受理し審査する権限を認めること（メキシコ、ブラジル）、市民的小よび政治的権利に関する国際規約第2選択議定書に署名すること（ポルトガル）。
2. とりわけ自由権規約委員会および子どもの権利委員会による、パリ原則に合致する国内人権機関を早急にすることを求める呼びかけを可能な限り早期に実施すること（アルジェリア）、パリ原則に合致した国内人権機関を設置するため必要とされる法を確定させること（カナダ）、

---

<sup>1</sup> 最終的文書は、文書番号A/HRC/8/44として発行される。添付文書については、受理したまま配布されている。

国内人権機関を設置すること（メキシコ）、パリ原則に合致した国内人権機関を設置するため努力を継続すること（カタール）。

3. 人権侵害の訴えを調査する独立機関を設立すること（イラン）。
4. 人権理事会の特別手続きに対し、継続招待（standing invitation）を表明すること（カナダ、ブラジル）。
5. 第2次世界大戦中の「慰安婦」問題に関する、国連機構（女性に対する暴力に関する特別報告者、女性差別撤廃委員会および拷問禁止委員会）による勧告に誠実に対応すること（韓国）。
6. 平等・非差別の原則に合致するよう、国内法を適応させること（スロベニア）、あらゆる形態の差別を定義し禁止する法律の制定を検討すること（ブラジル）、刑法に差別の定義を導入することを検討すること（グアテマラ）、緊急の課題として、人種主義・差別および外国人嫌悪に対する国内法を制定すること（イラン）。
7. 女性を差別するすべての法規定を廃止し（ポルトガル）、女性に対する差別に関する対策の継続、とくに女性の婚姻可能年齢を男性と同じく18歳に引き上げる政策を奨励する（フランス）。
8. マイノリティに属する女性が直面する問題に取り組むこと（ドイツ）。
9. 日本におけるコリアンの人びとに対するあらゆる形態の差別を撤廃するための措置をとること（朝鮮民主主義人民共和国）
10. 日本における継続的な歴史の歪曲の状況に取り組む緊急の措置をとること。これは、過去の人権侵害およびその再発の危険性に取り組むことを拒否している表れであるためである。また、現代的形態の人種主義に関する特別報告者からも呼びかけられたように、この状況に取り組む緊急の措置を勧告する（朝鮮民主主義人民共和国）。
11. 性的指向および性自認に基づく差別を撤廃するための措置をとること（カナダ）。
12. 総会決議に従い、死刑廃止を視野に入れ、死刑を執行することなく、死刑執行を再び停止すること（ルクセンブルク）、死刑廃止を視野に入れ死刑の執行停止を確立すること（ポルトガル）、公式な死刑執行停止の導入を優先事項として吟味すること（アルバニア）、死刑の執行停止の確立を再考すること（メキシコ）、死刑執行の停止を採用し、あるいは死刑を廃止した多数の諸国の列に加わること（スイス）、死刑に直面する者の権利保護を保障するセーフガードを規定した国際基準を尊重すること、死刑の使用を徐々に制限し死刑の適用が可能な犯罪の数を減らすこと、死刑廃止を視野に入れ死刑執行停止を確立すること（イタリア）、凶悪犯罪に対する刑罰の中に仮釈放のない終身刑を可能なものとして加え、死刑の廃止を考慮すること（オランダ）、日本における死刑廃止に関するこれまでの諸国の議論を支持する（トルコ）。

13. 警察に拘禁されている者に対する取調がシステムティックにモニターされ、記録されることを確保すること、刑事訴訟法を拷問禁止条約 15 条（締約国は、拷問によるものと認められるいかなる供述も、当該供述が行われた旨の事実についての、かつ、拷問の罪の被告人に不利な証拠とする場合を除くほか、訴訟手続における証拠としてはならないことを確保する。）と自由権規約 14 条 3 項と調和させることを確保し、弁護人がすべての関係する証拠資料にアクセスする権利を支持することを確実にすること（アルジェリア）、（i）よりシステムティックに、かつ集中的に強制的な自白の危険について警察に注意を促すこと（ii）取調のモニタリング手続の見直し（iii）長期に及ぶ警察拘禁の使用を再審査すること（iv）警察と司法機関が被疑者に対して自白させるための過剰なプレッシャーを与えることを回避するために刑法（刑事訴訟法も含むと思われる 訳注）を見直し、拷問禁止条約 15 条に適合するものとする（ベルギー）、警察に拘禁された者の拘禁について手続的な保障を拡大するためのメカニズムを確立すること（カナダ）、国際法の下での義務と両立する拘禁手続を確保し、警察拘禁の外部的査察に関する拷問禁止委員会の勧告を実行するために、代用監獄システムを見直すこと（イギリス）。
14. とりわけ法執行当局者が人権教育を受けることを確保し、また暴力の被害者のための回復・相談センターに資金提供することで、女性および子どもに対する暴力を減らすための施策を継続すること（カナダ）。
15. 女性と子どもにとくに重点を置き、人身売買と闘う努力を継続すること（カナダ）。
16. 不当に居住場所から連れ去られ、もしくは帰ることが阻止されている子どもの迅速な帰還を確保するメカニズムを開発すること（カナダ）。
17. 子どもへのあらゆる形態の体罰を明確に禁止し、肯定的かつ非暴力的なしつけを促進すること（イタリア）。
18. 軍事性奴隷問題、および、コリアを含む他の国で過去に犯した人権侵害にきっぱりと取り組むため、具体的な措置を講じること（朝鮮民主主義人民共和国）。
19. とりわけアイヌ民族の土地権およびその他の権利を再吟味し、先住民族の権利に関する国連宣言と合致させること（アルジェリア）、日本に対し、先住民族の権利に関する国連宣言を実施することを可能にするため、自国の先住民族との対話を開始する方法を模索するよう求める（グアテマラ）。
20. 難民認定を検討する手続を、拷問等禁止条約、およびその他の関連する人権条約に合致させ、必要とする移住者には政府からの法的支援を提供すること（アルジェリア）。
21. 国際的視察団に入管収容施設の調査を許可すること（アメリカ合衆国）。

22. 難民申請を検討する独立機関を設置すること(スロバキア)。
23. 非正規の状態にあると疑われた移住者を、省庁のウェブサイト上で匿名告発するよう市民に募るためのシステムを廃止すること (グアテマラ)。
24. 社会的・経済的發展を必要とする国への資金援助の提供を継続し、第 8 のミレニアム開発目標に明記された、開発の権利実現のための国際努力を支援すること (バングラデシュ)。
25. インターネットにおける人権侵害の文脈での、人権保護に関する経験を他国と共有すること (ポーランド)。
26. 国内レベルにおける UPR プロセスのフォローアップに、市民社会を全面的に参画させること (イギリス)、審査のフォローアップ過程に、系統的・継続的にジェンダーの視点を導入すること (スロベニア)。

翻訳： 反差別国際運動日本委員会 (IMADR-JC) 事務局  
田鎖麻衣子／監獄人権センター (CPR) (第 12、13 段落)